

加賀市まちなか店舗立地支援事業

賑わいと交流のある商店街づくりを支援するため、商店街等において商業店舗を新規開店する方又は既存店舗を改装し景観性の向上や新規事業の展開に取り組む方へ、費用の一部を助成します。

※空き家等を活用した新規出店であれば「空家リノベ、ぐらんぷり」（6月に提案募集予定）に応募することができます。（「空家リノベ、ぐらんぷり」は既存店舗等の改装は対象外です。）

1 補助対象

新たに建設し、若しくは空き店舗等を活用して商業店舗を開店又は既に営業している既存店舗等を改装する中小企業者であって、次の要件を満たすもの。

- (1)日本標準産業分類に定める小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業のいずれかの業種であること。
- (2)建物の1階部分で営業を行うこと。
- (3)営業が夜間（午後6時から翌日午前10時まで）のみでないこと。
- (4)チェーン店、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業でないこと。
- (5)改装の場合は景観性の向上又は新規事業の展開を伴うものであること。
- (6)政治団体や宗教団体による運営でないこと。
- (7)暴力団及びその関係者による運営でないこと。
- (8)各種法令及び公序良俗に反していないこと。

2 補助対象区域

次の市内7地区の小学校通学区域内であって、複数の商業店舗が近接して立地する街路沿い。

- (1) 大聖寺…錦城小学校及び錦城東小学校
- (2) 山代…山代小学校
- (3) 片山津…片山津小学校(※)
- (4) 動橋…動橋小学校
- (5) 山中…山中小学校
- (6) 橋立…橋立小学校
- (7) 作見…作見小学校

※R2年度及び3年度に実施した「温泉街出店促進モデル事業」は廃止になりました。

片山津温泉の1区～6区内の空き家等を活用した新規出店であれば「空家リノベ、ぐらんぷり」の「片山津温泉区域内の空家部門」に応募することができます。

3 補助対象経費

- ・新規開店及び改装に係る内外装工事費（付帯設備を含む）
- ・新規開店に係る備品費及び広告宣伝費

4 補助金の額

補助対象経費の1/2以内とし、新規開店は100万円、改装は50万円を限度とします。

5 応募方法

次の書類を応募受付期間内に加賀商工会議所又は山中商工会に持参、郵送又はメールにて提出してください。

また、移住者、移住予定者及び若者に該当する場合は別途必要書類を提出してください。

〔提出書類〕

- ①事業計画書（様式）、②工事設計書及び設計図、③店舗内外装イメージ図、
- ④現状の外観写真、⑤店舗立地箇所が分かる地図、
- ⑥直近の決算書又は確定申告書の写し、⑦経費の見積書（明細含む）
- ・移住者や若者に該当する場合…⑧住民票の写しや戸籍の附票等、年齢・住所の履歴を表すもの
- ・移住予定者の場合…⑨移住計画届（様式）

6 応募受付期間 令和4年5月2日（月）～6月30日（木）（予定）

7 注意事項

- ・有識者等で構成される審査会（8月上旬予定）で書類及び面接審査を行い、採択者を選考します。
- ・国・県等の他の補助金を活用（実績・予定含む）する場合は、事業計画書への記入が必要です。
- ・採択後、補助金交付決定日以降の事業（契約から費用支払いまで）が対象となります。補助金交付決定日以前の支出は対象となりません。
- ・原則、令和5年3月31日までに開業することが条件です。
- ・補助金交付後、5年以内に閉店した場合は補助金を返還する必要があります。

8 審査の主なポイント

計画の具体性・妥当性、事業者の履歴、商品・販売戦略、店舗デザイン、立地など

※移住者（転入後1年以内に開業又は開業後年度内に転入予定）、若者（年度当初時点で40歳未満）には加点措置を行います。

9 問合せ、書類提出先

〔問合せ・申請書類提出先〕

- ・加賀商工会議所 TEL:0761-73-0001 / E-mail : consult@kagaworld.or.jp
- ・山中商工会 TEL:0761-78-3366 / E-mail : yamanaka@shoko.or.jp

〔問合せ先〕

- ・加賀市商工振興課 TEL:0761-72-7940 / E-mail : shoukou@city.kaga.lg.jp